



# 第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画

## 1 国の基本指針の概要

### (1) 趣旨

【障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針】

この指針は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨並びに障害者権利条約及び障がい者の権利に関する委員会の総括所見における勧告の趣旨等を踏まえ、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の目標を設定するとともに、令和6年度から令和8年度までの第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を定め、障がい福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都府県の地域生活支援事業並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものです。

### (2) 基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障がい福祉計画等を作成することが必要です。

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保・定着
- 7 障がい者の社会参加を支える取組定着

## || 2 基本目標

障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、次の6つの考え方をもとに、必要な障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の見込量等を設定し、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的に取り組みます。

### (1) どこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします

障がいのある人が地域で生活していくことができるよう、必要な訪問系サービスが利用できるようにします。

### (2) 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします

一般就労を目的とした訓練や生活介護など、障がいのある人一人ひとりのニーズに応じ、日中活動系サービスが利用できるようにします。

### (3) グループホーム等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進します

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実や民間住宅等の活用を図るとともに、日常の生活能力の向上のための自立訓練事業等の推進や地域における理解の促進を図るなどして、障がい者支援施設\*の入所や精神科病院の入院から地域生活への移行を進めます。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行を推進します

福祉施設を出て、企業などで働くことを希望している人が、就労移行支援事業や障害者就業・生活支援センター\*等を活用することにより、一般就労でき、長期的に働き続けられるよう就労支援策の充実を図ります。

## (5) 障がいのある人が安心して暮らしていける 支援システムづくりを進めます

障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、津島市障がい者総合支援協議会\*を核とした相談支援体制の充実とともに、支援に携わる人材の育成など、行政、事業者、企業、学校とその他関係機関・団体との連携・協力によって、障がいのある人の生活を地域全体で支え、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築を推進します。

## (6) 障がいのある子どもの健やかな育成のための 発達支援を推進します

障がいのある子どもの健やかな育成を支援するため、身近な地域で支援できるよう、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の充実を図るとともに、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、障がいのある子どもの年齢や能力、それぞれの特性を踏まえた支援を提供することで、地域支援体制の構築をめざします。

### 3 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画における目標の進捗状況

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
令和5年度末の施設入所者削減数	1人	0人	令和元年度末時点(45人)から2.2%削減
令和5年度末までの地域生活移行者数	3人	0人	令和元年度末の施設入所者数(45人)の6.7%が、施設からグループホーム等へ地域移行

##### (進捗状況)

施設入所者の削減については、令和元年度末の施設入所者数45人に対し、令和5年度末は48人と目標値を下回り入所者数は増加しています。

福祉施設から地域生活への移行については3人の目標に対し、令和5年度末までの地域生活移行見込者数は目標値を下回り0人となっています。

#### (2) 地域生活支援拠点等の整備

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等* の整備	実績	設置	設置	設置
	目標値	設置	設置	設置

##### (進捗状況)

地域生活支援拠点等の整備は、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、緊急時の相談支援体制や受け入れ態勢を確保するとともに、施設・親元からグループホーム・一人暮らし等へ生活の場を移行しやすくする支援として、体験の機会を提供する体制を確保するものです。

地域生活支援拠点に必要な5つの機能(相談・緊急時の受け入れ・体験の場の整備・専門的人材の育成・地域の体制づくり)を、複数の事業所・機関による「面的な体制の整備」を進めています。

5つの機能のうち、専門的人材の育成・地域の体制づくりの機能については、津島市障がい者総合支援協議会にて、市内事業所向けに、虐待防止研修や精神障がい者支援をテーマとした研修等を実施し、機能を果たしています。

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
令和5年度の 一般就労移行者数	13人	14人	令和5年度中に、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績値(10人)の1.27倍増
令和5年度の 一般就労移行者数 (就労移行支援)	10人	11人	令和5年度中に、就労移行支援から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績(7人)の1.3倍増
令和5年度の 一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	3人	3人	令和5年度中に、就労継続支援A型から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績値(2人)の1.26倍増
令和5年度の 一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	2人	0人	令和5年度中に、就労継続支援B型から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績値(1人)の1.23倍増
令和5年度における 就労定着支援事業の 利用者	7割	3割	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数のうち就労定着支援を利用する人数の割合
令和5年度における 就労定着支援事業所 の就労定着率	7割	7割	過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合が8割以上の事業所割合

#### (4) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
令和5年度末までに 児童発達支援センター*設置	設置	未設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本
令和5年度末までに 保育所等訪問支援* を利用できる体制構築	有	有	令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本
令和5年度末までに 重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の確保	有	有	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本
令和5年度末までに 重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保	有	有	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本
令和5年度末までに 医療的ケア児支援のための 協議の場	有	有	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本
令和5年度末までに 医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	有	有	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本

#### (5) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
基幹相談支援センター*の設置	設置	未設置 (令和6年度設置予定)	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
県研修への市職員の参加	有	有	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築
障がい福祉サービスチェックシステムによる審査結果の活用	有	有	
障がい福祉サービス事業所等に対する市の研修会の実施	有	有	

## 4 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画における数値目標設定について【成果目標】

障害者総合支援法第88条に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障がい児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値		設定の考え方
令和8年度末の施設入所者削減数	3人	令和4年度末時点施設入所者数(48人)から5%削減【国指針：令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減】
令和8年度末までの地域生活移行者数	3人	令和4年度末の施設入所者数(48人)の6%が、施設からグループホーム等へ地域移行【国指針：令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行】

#### ○目標達成のための方策

施設入所者及びその世帯の状況を把握し、施設から地域生活への移行を希望する人に対して、サービス調整等の施設退所支援及び退所後の生活支援を行っていきます。

また、生活の場の確保、地域医療との連携体制の整備、地域生活支援拠点等の整備に取り組めます。



## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

※国の基本指針では成果目標の設定については都道府県のみとなっています。

(参考)

目標値		設定の考え方
令和8年度末の 長期入院患者の地域 生活への移行に伴う 地域の精神保健医療 福祉体制の基盤整備 量（利用者数）	1.3人	【国指針：当該市町村が属する都道府県が、当該市町村の区域における令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定める】

(県作成の推計ワークシートにより算出)

### ○目標達成のための方策

保健、医療、福祉関係者による協議の場として、津島市障がい者総合支援協議会の相談支援部会を活用しています。今後は、当該部会において精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に関する課題抽出、課題解決のための目標設定や取り組みを推進します。

また、より多角的な視点から課題を捉え解決に向けた取り組みを行うため、参加者の増員など協議の場の充実を図ります。

### (3) 地域生活支援の充実

目標値	設定の考え方
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	【国指針：令和8年度末までの間に、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本】
強度行動障がい*を有する者への支援体制の充実	【国指針：令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本】

#### 活動指標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の整備（面的整備型）	設置	設置	設置
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1回	1回	1回
強度行動障がい者を有する者への支援体制の確保	無	無	有

#### ○目標達成のための方策

地域生活支援拠点等の整備は、引き続き、複数の事業所・機関による「面的な体制の整備」について、津島市障がい者総合支援協議会において機能の拡充に向け検討を進めていきます。また、年1回以上運用状況を検証・検討できるよう、検討を継続していきます。

また、強度行動障がいのある人の支援体制の充実を図るため、支援ニーズの把握に努めます。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

目標値		設定の考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	16人 (1.28倍増)	令和8年度末時点で、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績値(12人)の1.28倍増【国指針：令和3年度実績の1.28倍以上】
就労移行支援事業からの一般就労への移行者数	13人 (1.41倍増)	令和8年度末時点で、就労移行支援から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績（9人）の1.41倍増【国指針：令和3年度実績の1.41倍以上】
就労継続支援事業からの一般就労への移行者数	4人 (1.28倍増)	令和8年度末時点で、就労継続支援A型及び就労継続支援B型から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績値（3人）の1.28倍増【国指針：令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上、1.28倍以上】
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	全体の5割	令和8年度末時点で、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上【国指針：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上】
一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業利用者数	5人	令和8年度末時点で、一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用する人数。令和3年度末就労定着支援利用者実績値（4人）の1.41倍増。【国指針：令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上】
就労定着支援事業所のうち就労定着率7割以上の事業所	全体の2割5分	令和8年度就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上。【国指針：令和8年度就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本】

#### ○目標達成のための方策

就労移行支援事業や就労継続支援事業の利用促進を図るとともに、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、津島市障がい者総合支援協議会就労支援部会等との連携を進めながら、障がいのある人の就労を支援していきます。

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

目標値		設定の考え方
令和8年度末までに 児童発達支援センター設置	設置	【国指針：令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本】
令和8年度末までに 保育所等訪問支援を利用できる 体制構築	有	【国指針：令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本】
令和8年度末までに 重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業及び 放課後等デイサービス事業所の確保	有	【国指針：令和8年度末までに、各主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本】
令和8年度末までに 保健、医療、障がい福祉、 保育、教育等の関係機関等が 連携を図るための協議の場	有	【国指針：保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本】
令和8年度末までに 医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	有	

### ○目標達成のための方策

障がい児支援の中核となる児童発達支援センターについては、市単独での設置を視野に入れて、具体的に検討しています。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

目標値	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	【国指針：相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制を確保】

### 活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	9件	9件	9件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	9件	9件	9件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	有	有	有
主に計画相談支援等に従事する相談支援専門員*	13人	14人	15人

### ○目標達成のための方策

相談支援体制を充実・強化するため、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う令和6年度設置予定の基幹相談支援センターを中心に体制整備を進めます。基幹相談支援センターでは、地域の相談支援体制の充実や相談支援従事者の育成に努めます。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

目標値	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	【国指針：サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築】

活動指標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	5人	5人	5人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	有	有	有

○目標達成のための方策

県等が実施する障がい福祉サービス等に係る研修やその他の研修へ積極的に参加し、障害者総合支援法の具体的内容の理解を深めることで、障がい福祉サービスの利用状況を的確に把握し、障がいのある人が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供に努めます。

## 5 障がい福祉サービスの見込量

### (1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)や外出支援などを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

#### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	85	85	98	119	131	144
	時間/月	1,165	1,263	1,361	1,613	1,756	1,912
	箇所	12	13	15	15	15	15
重度訪問介護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	150	150	250	250	250	250
	箇所	11	12	14	14	14	14
同行援護	人/月	8	8	8	7	7	7
	時間/月	119	131	131	153	165	179
	箇所	3	3	3	3	3	3
行動援護	人/月	7	7	7	7	7	7
	時間/月	190	233	233	233	233	233
	箇所	2	2	2	2	2	2
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
	箇所	0	0	0	0	0	0

## ② 見込量確保の方策

今後の地域生活への移行促進等を踏まえ、サービス提供体制を充実させるため、事業所の新規参入を働きかけるとともに、介護保険サービス事業所に対して障がい福祉サービスへの参入を促すことで、利用ニーズに応じてサービスを受けることができる提供体制の確保に努めます。

また、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。



## (2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護などをします。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練をします。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて障がい者本人が雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型などの就労系障がい福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練をします。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 (A型)	一般企業などでの就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 (B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関などとの連絡調整など、課題解決に向けて必要となる支援をします。
療養介護	医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
短期入所 (福祉型)	家で介護を行う人が病気などの場合に、障がいのある人を短期間障がい者支援施設などへ入所させ、施設で入浴や排せつ、食事の介護などをします。
短期入所 (医療型)	家で介護を行う人が病気などの場合に、重症心身障がいなどの重い障がいのある人を短期間医療機関などへ入所させ、医療の管理の下で入浴や排せつ、食事の介護などをします。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人/月	139	142	145	151	154	157
	人日/月	2,740	2,799	2,858	2,973	3,032	3,093
	箇所	8	9	9	9	9	9
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	2	2	2	2
	人日/月	10	10	13	13	13	13
	箇所	0	0	0	0	0	0
就労選択支援	人/月				0	0	0
	箇所				0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	4	4	4	5	5	5
	人日/月	90	90	90	94	94	94
	箇所	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	人/月	25	30	35	39	41	44
	人日/月	431	517	604	691	738	790
	箇所	3	3	4	4	4	4
就労継続支援 (A型)	人/月	82	85	88	96	100	105
	人日/月	1,713	1,776	1,838	2,011	2,103	2,199
	箇所	2	2	2	2	2	2
就労継続支援 (B型)	人/月	122	130	138	182	201	222
	人日/月	2,534	2,781	3,028	3,689	4,072	4,495
	箇所	12	10	12	13	13	13
就労定着支援	人/月	8	10	12	12	12	12
	箇所	3	3	3	3	3	3
療養介護	人/月	8	9	10	12	13	14
	箇所	0	0	0	0	0	0
短期入所 (福祉型)	人/月	31	34	39	40	43	46
	人日/月	218	232	247	283	303	325
	箇所	10	11	11	12	13	13

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
短期入所 (医療型)	人/月	1	1	2	2	2	2
	人日/月	1	1	2	2	2	2
	箇所	0	0	0	0	0	0

## ② 見込量確保の方策

障がい者が安心して地域で自立した生活を営むためには、生活介護や就労支援など日中活動系サービスが不可欠であるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、従来の事業の担い手だけにとどまらず、サービス提供事業所と連携しながら、利用ニーズに応じたサービス提供を行うことができるよう、さらなる利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進します。

生活介護については、特に重症心身障がい者の特性に対応できるサービス提供の充実を図るために、関係機関や事業所等と連携しながら、人材の確保を図ります。

就労移行支援事業や就労継続支援事業については、地域の関係機関や団体と連携しながら、雇用促進に努めるとともに就労定着支援に対する事業所の参入を促進します。

短期入所については、緊急時の対応を含めて十分な受け入れ枠が確保されるよう、提供事業者へ働きかけます。

### (3) 居住系サービス

サービス	概要
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で1人暮らしを希望する人などを対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行います。
共同生活援助	地域で共同生活を営む人に、主に夜間に住居の相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

#### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
	箇所	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	70	80	89	99	104	108
	箇所	10	11	14	15	16	16
施設入所支援	人/月	45	45	48	47	46	45
	箇所	2	2	2	2	2	2

#### ② 見込量確保の方策

共同生活援助（グループホーム）に関しては、施設入所者の地域移行の推進が求められる中で、施設からの移行の受け皿や親亡き後も障がい者が地域で暮らし続けるための受け皿になることが今後も期待されることから、地域の理解を深めながら、新規事業者の参入を促進するとともに、生活の場の確保に努めます。

施設入所に関しては、支援が必要な人が利用できるようなサービス提供に努めます。また施設やグループホームの利用者が一人暮らしを希望する際の必要な支援の充実を図るために、自立生活援助に対する事業所の整備を進めます。

#### (4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況や環境、サービス利用などの意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成します。
地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談などの支援をします。
地域定着支援	単身などで生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談などの必要な支援をします。

##### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	145	152	159	175	184	193
	箇所	4	4	7	7	7	7
地域移行支援	人/月	0	1	1	1	1	1
	箇所	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	箇所	1	1	1	1	1	1

##### ② 見込量確保の方策

計画相談支援をすべての対象者に実施できるよう、サービス提供体制の機能の強化に努めるとともに、地域生活への移行者や、計画相談支援が必要な人を把握し、サービス利用の促進に努めます。

地域移行支援及び地域定着支援については、ニーズが生じた際に、一般相談支援事業所との連携のもと、対象となる人が地域生活に移行できるよう支援します。また、できるだけ多くの方が地域生活に移行できるよう、事業の周知を図ります。

## (5) 障がい児支援

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行うサービス。
放課後等デイサービス	放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある子どもに対して、障がいのある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度障がいの状態等で外出が著しく困難な障がいのある子どもに、居宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス。
障がい児相談支援	障がいのある子どもが障がい児通所支援を利用する際に、必要なサービス等利用計画書を作成し、作成した計画が障がいのある子どもにとって適切かどうかモニタリング等の支援を行うサービス。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア等を必要とする障がいのある子どもに対し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置する事業。

### ① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	53	65	65	65	65	65
	人日/月	332	407	407	407	407	407
	箇所	5	7	7	7	7	7
医療型児童発達支援	人/月	1	1	1			
	人日/月	9	9	9			
	箇所	0	0	0			
放課後等デイサービス	人/月	160	165	170	168	169	170
	人日/月	1,520	1,567	1,615	1,634	1,643	1,653
	箇所	9	11	11	13	13	13
保育所等訪問支援	人/月	1	1	2	2	2	2
	回/月	2	2	4	4	4	4
	箇所	1	1	2	2	2	2

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
	箇所	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	47	47	47	49	49	49
	箇所	4	4	7	7	7	7
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/年	4	6	8	9	10	11

## ② 見込量確保の方策

社会福祉法人等の従来 of 事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

### 【障がい児の子ども・子育て支援事業の利用量の見込み】

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	人	7	6	5	5	5	5
認定こども園	人	20	20	15	15	15	15
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	人	5	5	5	5	5	5

## 6 地域生活支援事業の見込量

### 【必須事業】

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活の支援をします。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障がい者相談支援事業	箇所	1	1	2	2	2	2
基幹相談支援センター	実施有無	無	無	無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無



サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	知的障がいのある人または精神障がいのある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、必要となる費用のすべてまたは一部を補助します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	0	0	1	1	1	1

サービス	概要
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無

サービス	概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通に支障がある人を手話通訳者の設置、手話通訳者や要約筆記者の派遣などにより支援します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	件/年	46	28	31	31	31	31
	派遣者数/年	46	28	31	31	31	31

サービス	概要
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対して、日常生活用具等を給付します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	0	0	1	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	6	6	6	6	6	6
在宅療養等支援用具	件/年	9	9	9	9	9	9
情報・意思疎通支援用具	件/年	10	10	11	13	15	17
排せつ管理支援用具	件/年	1,930	1,930	2,013	2,099	2,190	2,284
住宅改修費	件/年	1	1	1	1	1	1

サービス	概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人の活動への支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を開催します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業（養成講習修了見込者）	人/年	8	12	10	10	10	10

サービス	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、地域における自立生活や社会参加の促進を図るための外出を支援します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/月	26	34	36	41	43	46
	時間/月	123	138	126	168	178	189

サービス	概要
地域活動支援センター事業	障がいのある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を促進します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基礎的事業	人/月	44	41	37	29	26	23
	日/月	447	435	436	314	279	249
	箇所	14	14	14	14	14	14
機能強化事業	人/月	17	17	17	17	17	17
	日/月	136	136	136	136	136	136
	箇所	2	2	2	2	2	2

## ② 見込量確保の方策

今後は利用が促進されるよう、サービスの質的向上を図るとともに、事業内容などについて周知し、利用の促進を図ります。

成年後見制度法人後見支援事業について、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するため、法人後見に要する運営体制、財源確保、障がい者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等の法人後見推進のための検討を行います。

意思疎通支援が円滑に実施されるよう、ボランティア団体等へ働きかけ、手話奉仕員の研修の参加を促進し、人材を確保します。

障がいのある人の生活の質の向上を図ることができるよう、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行います。

移動支援事業は多くの利用が見込まれる事業であることから、必要な人が利用できるようサービスの利用状況の把握を行うとともに、適切な事業運営に努めます。

【任意事業】

サービス	概要
訪問入浴サービス事業	家庭における入浴が困難で、障がい福祉サービスによる家庭での入浴、その他の事業による入浴サービスの利用が困難な在宅の重度障がいのある人に対して、訪問入浴車による定期的な入浴サービスを実施し、衛生的で快適な日常生活の確保と家族などの介護負担の軽減を図ります。
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を提供することにより、日常的に介護している家族の休息の機会を確保し、介護者の負担軽減を図ります。
福祉ホーム事業	住居を求めている障がいのある人につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。
自動車改造費助成事業	身体障がい者の方が就労等にともない自動車を取得する場合、自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等の自動車改造に要する費用を助成します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人/月	1	1	1	1	1	1
	日/年	126	58	50	101	101	101
日中一時支援事業	人/月	901	921	953	1,038	1,084	1,131
	日/年	8,498	8,077	8,246	9,571	9,995	10,429
福祉ホーム	人/月	1	1	1	1	1	1
	日/年	365	354	367	363	363	363
自動車改造費助成事業	件/年	1	0	0	4	4	4

② 見込量確保の方策

一定のサービス基盤の確保が進んでいる事業については、サービスの質的向上を図るとともに、事業内容などについて周知し、利用の促進を図ります。

今後も一定のサービス提供を行うとともに、利用希望者に対応できるよう、各サービスの提供体制を構築します。